

## 相続税の納税猶予に必要な書類

### □申請書類

- 1 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 . . . . . 2 部
- 2 [別表]特例適用農地等の明細書 . . . . . 2 部

### □添付書類

- 1 遺産分割協議書の写し . . . . . 1 部  
相続を放棄した者がいる場合は、上記以外に  
民法第 903 条第 2 項による証明書の写し  
又は、相続放棄申述受理証明書（家庭裁判所が発行）の写しが必要です。
- 2 土地評価証明書又は公課証明書の写し（資産税課で発行）. . . . . 1 部
- 3 戸籍謄本等の写し . . . . . 1 部  
相続人全員が載っているもの、及び、被相続人の死亡日がわかるもの。
- 4 相続関係説明図の写し . . . . . 1 部
- 5 特例農地の位置図（住宅地図程度） . . . . . 1 部

### □その他

- 書類提出後、営農についての聞き取りと納税猶予を受ける農地の全筆について現地調査を行います。
- 雑草等が繁茂している農地については証明することができません。また農地の一部に建物があるなど、農地として利用できない部分についても証明することができません。証明願作成の際にはよくご確認いただきますようお願いいたします。
- 適格者証明願を提出した日によっては、証明書をお渡しするまでに一カ月以上かかる場合があります。税務署の申告期限に間に合うよう余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。